

## 論文

「マビヨンの嘆き」  
—西欧中世宮殿の研究—

宮松 浩 憲

## 要 約

J. マビヨンの名著『ヨーロッパ中世古文書学』には、文書の作成・発給場所としての視点から、ここで取り上げる宮殿の研究が含まれている。150を越す宮殿に加えられた熟慮された長短の考察には、数百年間の栄枯盛衰の歴史が詰まっている。この研究を1. 序説 2. 名称 3. 分布 4. 立地と周辺景観 5. 建設年と終年 6. 構造 7. 警備・管理 8. 宮殿での行事 9. 封建化-開始・過程・到達(城主家の出現)-10. 結に組み替えて、現代的視点から捉え直すと、新しい中世史が読者の眼前に現れてくるに違いない。

## 目 次

はじめに

ピートル宮殿小史

第1章 ジャン・マビヨンの宮殿研究

第1節 序説 第2節 名称 第3節 分布 第4節 立地と周辺景観 第5節 建設年と終年  
第6節 構造 第7節 警備・管理 第8節 宮殿での行事 第9節 封建化-開始・過程・  
到達(城主家の出現)- 第10節 結 (経済社会研究 第63巻 第1～4合併号)

第2章 ジャン・マビヨン以降の宮殿研究

## はじめに

ジャン・マビヨン(以後、マビヨンと略記)が宮殿の研究者でもあったことは、この分野の研究者を除けば、殆ど知られていない。それもそのはず、彼によるこのテーマの研究は独立したものではなくて、有名な『ヨーロッパ中世古文書学』[21, 27]にその第4巻として挿入されているに過ぎないから。従って、この巻が「国王文書が交付された場所の名前は、文書の最後の部分を占めることが非常に多い」の文章で始まっている如く、国王文書の発給地としての視点からの宮殿の研究で、一見した限りでは、宮殿を

正面に据えて、それを多面的に考察し、結論に導くといった研究ではないように見える。しかし、当時は、今日の如く、国王文書が大量に公刊されてはいなかった。勿論、地名辞典もなかった。従って、国王宮殿の位置に関する共通の認識は、まだ形成されていなかったに違いない。換言するならば、伝存する写本から、宮殿の位置に関する共通の認識を作り上げる過程にあったと言えよう。マビヨンは自身が生み出した古文書学の準則に基づいて真正文書と偽文書を分別し、真正文書から宮殿の位置に迫ったのである。勿論、宮殿の位置を究明することが第1の目的であったが、場当たりにそれが行われたのではなく、計画に従って行われた可能性が非常に高い。従って、古文書学のために書かれた書物の1巻を構成してはいるが、通読すれば、宮殿に関する総合研究の性格を帯びていることを否定する者はいないであろう。

彼の時代、このテーマに関する本格的な研究はなかった。しかし、プラシド・バルトーのコンピエーニュの研究、アンリ・ヴァロワの『ガリア属州・都市総覧』、デュ・カンジュの『中世ラテン語辞典』所収の宮殿一覧などが宮殿に関する先行研究として存在したと述べている<sup>1</sup>(90頁)。従って、彼の時代、宮殿の研究は既に始まっていたのである。加えて、マビヨンには広い意味での考古学的関心が既に存在していた。後述されるが、直接現地に赴き、遺跡を自分の目で確かめ、更に現地の古老たちとも意見を交わしている。これらは宮殿が石造であったとの考えから発していることは明らかである。しかし、宮殿の規模や構造などへの言及はどこにもない。今日発掘などによって発展の著しい考古学の研究者には物足りなさを感じるであろう。しかし、どのような研究であれ、その開始時期は、大体こういった状況であったのではなかろうか。

所で、本拠地を離れ、一時的にまたは定期的に時を過ごす場所としての宮殿の慣習はいつごろから始まったのだろうか。勿論、その起源は古く、古代ローマ帝国に関しては、シチリア島の山の上に造られてマクシミアヌス帝(286-305年)の別荘と言われているヴィラ・ロマーナ・デル・カサーレ、ハドリアヌス帝(117-138年)のヴィラ・アドリアーナなどが有名であるが[31]、ここでは扱わない。また、国王だけが宮殿を所有していたのではなかった。教皇、司教などの高位聖職者と同様に、公や伯といった世俗の高位高官もそれを所有していた[1, 1, p. 407, 452, 453, 480, 604; 6 (1), p. 283, 464, 717]。彼らとフランク諸王との相違点はどこにあるのか。彼らの場合、本拠地の宮殿以外には、宮殿は通常1つか2つしかなかった。これに対して、フランク諸王の場合、後述される如く、非常に多く所有していて、それらを行政・軍事・宗教などの公的行事や狩猟などの私的行事に応じて使い分けていたのである。

## ピートル宮殿小史

ピートルという地名、その位置を知らなくとも、「ピートルの勅令」[7, p. 302-310] なら少しは知られているに違いない。パリの北西95キロに位置するピートルPitresはアンデール川がセーヌ川と合流する地点に位置するが、その地名の初出は古代にまで遡る。その後長い間殆ど忘れ去られる。メロヴィング時代に西方のアルロヌム(96-97頁)、東方のエトルパニー(249頁)に宮殿が建設されるが、2つとも新王朝に引き継がれることはなかった。この地域の3つ目で最後となる宮殿、それがシャルル禿頭王の治世(840-877年)に築かれたピートルの宮殿である(226-229頁)。同王はこの地に宮殿を建設するが、それと同時に、既に猛威を振るっていたノルマン人の侵攻に備えて城を築く。同地で文書が発給され、大小の政治・宗教集会が開催されるが、広大な森が隣接しているにも拘わらず、国王がここで狩りや釣りに興じたとの記述は伝存しない。

ノルマン侵攻の脅威は既に始まっていた。ピートルは河口から2日もあれば十分到達する距離にあり、宮殿が殆ど知られていなかったこの地域での建設は従来からのものではなくて、この外敵の侵攻に備えたものであったことは明らかである。862年同王は同地に城塞を築くと同時に、その地で裁判集会と宗教会議を開催している[9, p. 112]。2年後も集会を開き、有名な「ピートルの勅令」を発布している。866年には城の補強を企てている[*ibid.*, p. 155]。868年同地で2回裁判集会を開催する[*ibid.*, p.181-182]。869年別の城塞を築き、文書も発給している[*ibid.*, p.185]。そして、同王は874年同地を最後に訪れている[*ibid.*, p.237]。同王の孫、シャルル単純王(893-929年)の時代には既に単なる荘園に変貌し、残された城はノルマン人の手に渡り、破壊と再建を繰り返した後、対岸のより大きな集落に吸収されてしまう[6, p. 168 : 44 (Pitres)]。こうして、ピートルの宮殿は本来の宮殿の役割を殆ど果たすことなく、主人の死とともに歴史の表舞台から消えてしまったのである。

本研究は2つの章からなっている。「ジャン・マビヨンの宮殿研究」と題する第1章では、筆者が邦訳した『ヨーロッパ中世古文書学』の第4巻の内容を筆者の視点から読み直し、宮殿の名称、分布、立地と周辺景観、建設年と終年、構造、警備・管理、宮殿での行事、封建化の8項目に分類して、まとめることにした。「ジャン・マビヨン以降の宮殿研究」と題する第2章では、フランスを中心に、マビヨンの研究との比較を可能にするため、前章と同じ構成で、現代に至るまでの宮殿研究の推移を追ってみたいことにする。

## 第1章 ジャン・マビヨンの宮殿研究

### 第1節 序説

中世ヨーロッパの宮殿の研究は、結論を先取りすれば、300年近く前のマビヨンのフォリオ版で100頁

に達するほどの浩瀚な研究からは、大きく進んではないのが実情である。近年の宮殿研究者は共通して先行研究としてマビヨンのこの研究を挙げるが、その特徴を詳述したり、またはそれを自分の研究の中で積極的に利用したりすることは殆どない [3 : 5]。それは、恰も、マビヨンの研究は完全に時代遅れであると言っているに等しい。しかし、果たしてそうだろうか。論文に掲載されている史料だけの単純な比較によれば、確かに引用される史料の数は格段に増えているが、個別研究が主流で、研究視点の多様性、対象となる宮殿の数、研究領域の地理的範囲などにおいて、彼の研究を越えるものはまだ出てきていない。更に、マビオンはこれらの視点を記述形式によってすべて処理しているのに対して、最近の研究者は多色のグラフ・地図によって可視化、または言い換えているに過ぎない。このような状況下にある現在の研究について、その理由を含めて少し述べることにする。

王権の研究はいつの時代も中世史研究の主要テーマを構成している。宮殿・王宮は王権の構成要素の1つを占めているし、王権の象徴と言い換えることができよう。これがなければ、まず王家の生活は存在しないし、従って王権も機能しないことは確かである。当然、宮殿の研究は王権研究の主要なテーマを構成してしかるべきである。

しかし、宮殿は国王の私的な生活内に位置づけられるもので、公的な側面は本来なかったか、または補足的なものでしかなかった。確かに、地方の宮殿で尚書局の役人によって書かれた文書が多く発給されている。しかし、そのことは各宮殿に尚書支局が常設されていて、発給地としての資格がそこにあったことを意味しない。文書に権威を付しているのは国王の存在でしかない。国王の移動は行政に必要な最小限の役人団を伴っていて、国王が滞在していた宮殿においても、文書の作成が可能であったに過ぎない。従って、国王文書に宮殿が記載されていることに惑わされてはならない。発給地が記載されていない国王文書も多数伝存しており、発給地記載は国王文書の要件をなしていなかったのである。言い換えれば、公的性格の行為が国王の私生活に入り込んだに過ぎない。宮殿での生活・行為は基本的には国王の私生活の領域の中に含まれる。マビオンが明らかにしている150近くの宮殿にそれぞれ役人を常設させること以上に無駄なことはない。国王の来訪が明日あるかも知れないし、2度とないかも知れない、そのような行幸のために、最低でも数10人の使用人を有給で働かせるほど、王権は裕福ではなかったはずである。

宮殿で行われていた公的行為として、国王文書作成以外に何が確認できるのだろうか。首都に限られていたであろうが、学校が付設されていた [28]。軍事関係では、軍隊の駐屯地が考えられるが、国王軍が宮殿所在地から出発したとの記述はどこにも見いだせない。多くの宗教会議の開催地として使用されていることは確かである。しかし、そこには聖地としての性格はとくにない。国王が滞在している、またはその地が国王に好まれていたことから、使用された可能性が非常に高い。商人、巡礼者などの旅

行者の中継地としてはどうか。確かに川沿いが多いが、森に囲まれており、立地と分布から見て、旅行者が頻繁に利用していた可能性は非常に低い。しかし、いくつかの史料が示している如く、彼らが通過、または宿泊していたのは宮殿内ではなくて、宮殿が所在する定住地のどこかであったに過ぎない。それでは、宮殿は地方統治の拠点の役割を果たしていたのか。古くから行政・司法上の区分として、パグス・ヴィカリアが存在し、それらの拠点には伯やヴィカリウスといった国家役人が下役や家僕たちとともに勤務していたことを考えると、その可能性も非常に低くなる。

以上、公的性格の俗権の領域に関しては、宮殿が入り込む余地は殆ど残されていなかったことになる。

しかし、これでは宮殿が中世を通じてその存在を示し続けた原因は不明のままである。中世を通じて、フランク王国は3つかそれ以上に分裂する一方、ノルマン侵攻を広域的に経験し、程度の差こそあれ封建化を体験することになる。王権自身が何度も危機に直面しており、宮殿の平和的存続は当然のこと想像すらできなかったであろう。それにも拘らず、後述される如く、少なくない宮殿が長期間存在し続けた。その要因はどこにあるのか。

行政の観点からでは見えてこない部分が存在していたに違いない。それらの1つに宮殿の中、敷地内、または隣接地に教会施設（礼拝所・教会・修道院）があったことが挙げられる。宮殿はその性格を失ったとしても、宗教施設としての性格が永続したと考えられる。これがまた、宮殿の研究のもつ曖昧さでもある。行幸がなくなっても、宮殿は存続し、隣接する教会は宮殿が存在するか存在したことを活用し、宮殿の威光を最大限に利用し続ける。こうして、教会を所有する者は国王に代わって宮殿内の教会、更には宮殿そのものを管理する者であり続ける。更に、王権との関係を永続的なものにするため、教会組織は文書を更新し続ける。これにより、宮殿が教会組織の手に移った後も、国王が来訪しなくなった後も、その威光に守られ、その永続性を獲得したことになる。

宮殿の分布に規則性を求めることは間違っている。何故なら、乱暴な言い方になるが、宮殿は国王の気の向いた場所に建てられたとすることができるから。そこには公的な意味において如何なる規則性もない。そこで文書が発給されている、またそこで会議が開かれているとしても、それは公的発想からではなくて、大半の場合、国王がそこでクリスマスや復活祭を祝う、そこで狩りや釣りをするのが前提で、その序に、会議を開く、文書を発給するという段取りであった。従って、統治最優先の立地にはなっていない。宮殿の立地は厳密には河川沿いでもないし、等距離でもないし、平地でもない。唯一の規則性は森に囲まれているか養魚池があることである。これにより、国王は宮殿を趣味に適した狩猟・釣りや大小の宴会の場所として利用していたのである。規則性は後から作り出されたもので、国王の滞在が多いということ、会議の開催地であることなどが挙げられる。宮殿の運命は創建時における強い意志ではなくて、非常に多くはその後の状況の推移によって決定されていた。国王の来訪が絶えると、その

宮殿の管理は放棄され、近い将来人手に渡ることになる。従って、宮殿の創設に為政者の統治上の強い意志が働いていたとは考えにくい。既に、古代ローマ人が支配上の拠点としてキヴィタス管区civitasの座を置き、その後キリスト教がそこに司教座教会を設置、こうしてキヴィタス管区の座は行政・宗教上の拠点となった。それらは40乃至50キロ間隔で配置されていて、この行政的・宗教的拠点を利用すれば、王国外からの敵を迎え撃つこと、強力な軍隊を派遣することができた。国内の危険に対しては、これらの中心間にヴィカリア区vicariaの座などの小拠点を置けば行政上・軍事上は十分である [37, p. 203-219]。このように、宮殿は王国行政の観点からも、重要な役割を果たしていなかったことになる。

最後に、王領地経営の観点から宮殿を見てみよう。所領経営は一定数以上の労働力、耕地・採草地・休閒地のバランス、収穫物運搬に適した立地が条件になる。しかし、これらの立地条件は上述された宮殿の立地条件とは一致していない。従って、所領経営の観点に宮殿を持ち込むことは正しくない。

## 第2節 名称

ラテン語palatiumが当てられている宮殿は、既述の如く、国王の専有物ではなかった。ローマ教皇も、また例外的にはあるが、地方の聖俗の高位高官たちも、既述の如く、宮殿を持っていた [1, 6 (2), p. 142, 259: はじめに, 註1)]。従って、国王の宮殿であることを証明するには、宮殿と国王の関係が明白でなければならない。また、国王宮殿の所在地が常にpalatiumの語を伴って表記されているとは限らない。何故なら、省略される場合も少なくないから。極端な場合、1回しかpalatiumの語が付されていない国王宮殿も存在する。これらを考慮した上で、宮殿の存在を決定づけるのは、ラテン語palatiumに関しては、国王との関係が明らかなpalatium regis/regia、それ以外ではaula regis, aula regiaの使用が挙げられる。

しかし、マビヨンが掲げる宮殿所在地の中には、数は非常に少ないが、palatiumの語を欠くものがある (98, 104, 110, 157, 163, 168, 171, 185, 186頁等)。その理由は明らかではないが、マビヨンは宮殿、国王荘園、王国の荘園、王領地の4つを同義と捉えていることから派生しているのかもしれない (89頁)。しかし、最初の宮殿は残り3つの実体と重なる場合もあるが、宮殿は特別な存在であったと考えなければならぬであろう。

表1 中世フランスの国王宮殿一覧

	所在地	森	川	年代	遺跡	初出
1	Villeneuve - Saint-Germain	○		1153年-	○	C
2	Andiacum			-796年		K
3	Andernach		○	-584		M
4	Aachen			-768年		K
5	Arches		○	-859年-933年		K
6	Arles		○	-306年-		R
7	Arlaune	○		561年-679年		M
8	Strasbourg		○	-679年-876年-		M
9	Athues-sous-Laon		○	-587年-		M
10	Attiigny		○	657年-1108年(婚資へ)		M
11	Orléans		○	-524年-1060年-		R
12	Baizieux	○	○	-691年-886年-		M
13	Beauté	○		-1380年-1461年-	○	
14	Bigargium			-638年-		M
15	Béthisy-Saint-Pierre	○	○	1031年-1161年-1193年-城主家へ	城	C
16	Bourges		○	-767年……1416年-1688年-		R
17	Blois		○	-676年-1037年(伯城へ)-1498年(王権へ)-		M
18	Chambord		○	1547年-		
19	Braine		○	561年-10世紀(領主の手に)		M
20	Bourcheresse			-7世紀後半-		M
21	Bordeaux		○	-1137年-		R
22	Chalon-sur-Saône		○	-561年-		M
23	Cadrius Mons			-814年-840年-		K
24	Chelles			511年-1031年		M
25	Chamesson			-855-863年-		K
26	Chambly			-737年-1108年(伯城へ)		M
27	Chèvremont-Fontenelle		○	-893-923年(公城へ)-980年(司教領へ)		K
28	Chatou		○	-511-558年-635-656年-		M

29	Quierzy	○	○	－670年－882年－1098年（司教領を経て城主領へ）		M
30	Chézy-sur-Marne	○	○	－836年－887年－		K
31	Casseneuil		○	－840年－		K
32	Châlons-sur-Marne		○	－1113年－		M
33	Choisy-au-Bac	○	○	－711年－1083年（城主家へ）		M
34	Sarcelles		○	－895年－		K
35	Clichy-la-Garenne		○	629年－742年（修道院領へ）		M
36	Coucy-le-Château-Auffrique			－497年（司教領へ）－925年（伯領へ）－966年（司教領へ）－1119年（城主家へ）－1400年（王領地へ）		M
37	Compiègne		○	－511-558年－1417年－		M
38	Koblentz		○	－865－885年－	○	K
39	Kostheim			－768-814年－		K
40	Les Corbières		○	－686-741年－		M
41	Corbeny			－776年－929年（修道院領へ）		K
42	Cuise-la-Motte	○		－877年－1161年－		K
43	Crécy-en-Ponthieu	○	○	－623-638年－1346年－		M
44	Crouy			－511-561年－		M
45	Saint-Denis			－623-639年－996-1031－		M
46	Dijon			－954-986年－		M
47	Dripio			－772年－		K
48	Düren			－758年－782年－843年－		K
49	Douzy		○	－777年－871年－874年（司教領へ）－1031年（修道院領へ）		K
50	Ebreuil		○	－781-814年－		K
51	Eschery			－697年－		M
52	Corbeil-Essones		○	－609年－629年（修道院領へ）		M
53	Fontainebleau	○		1137-1180年－1186年－1643-1671年－		C
54	Frankfurt am Main		○	－794年－909年－		K
55	Gentilly		○	－588-660年－741年（王領地へ）－879年（修道院領へ）		M
56	Saint-Germain-en-Laye	○		996-1031年－1643-1671年－		C



57	Germigny-sur-Loire		○			
58	Gondreville		○	586-612年-727年-884年-1155年-		M
59	Herstal		○	714年-855年-922年(ドイツ王権へ)		M
60	Höxter		○	-824年-843-876年(ドイツ王権へ)		K
61	Ingelheim am Rhein		○	775年-819年-841年(ドイツ王権へ)		K
62	Isles-les-Villnoy		○	-862年-962年-		K
63	Le Mont-Jouis			-710-724年-831年-		M
64	Jupille-sur-Meuse		○	-715年-759年-919-923年(伯領へ)		M
65	Isenburg		○	-778-814年-		K
66	Issy-les-Moulineaux			-511-558年-		M
67	Kirchheim			-662年-887年-		M
68	Lagny-le-Sec					
69	Laon			893-923年-954-986年-		M
70	Saint-Léger-en-Yvelines	○		-877年-1083年-1154年(修道院領へ)	○	K
71	Langres			-921年-		R
72	Estinnes-au-Val	○		-743年-870年-		M
73	Litoy			-910-929年-939年(修道院領へ)		K
74	Loursain					
75	Longlier	○		-623-639年-763年-879年-		M
76	Lyon		○	-350-353年-		R
77	Luzarches			-682年-691-695年-775年-		M
78	Montmacq	○		-692年-712年-923年(修道院領へ)		M
79	Montaille			-879年-1156年(修道院領へ)		K
80	Marlenheim			-594年-855年-(破壊されたか)		M
81	Morlay	○	○	-670年-680年-		M
82	Meerssen			-847年-851年-939年-968年(修道院領へ)		K
83	Malay-le-Grand			-618年-661年-		M
84	St.-Médard près de Soissons		○	-535-575年-744年-923年-1075年-1568年		M
85	Metz			-511-534年-895-900年-		R
86	Melun			-511-558年-996-1031年-1142年-		M

87	Mainz			- 632 年 - 751-768 年 -	R
88	Montreuil-sur-Mer			- 939 年 (伯領へ) - 987 年 (王領へ) - 1060-1108 年 - 1223-1226 年 -	K
89	Montceaux			- 675-691 年 - 862 年 - 1589-1610 年 -	M
90	Montigny-sur-Aube		○	- 938 年 - 944 年 (修道院領へ) - 965 年 (伯領へ) -	K
91	Nanteuil-le- Haudouin	○		- 635 年 - 814-840 年 -	M
92	Narbonne		○	- 594 年 -	R
93	Speyer			- 788 年 -	K
94	Nanterre			- 500 年 - 584-622 年 -	M
95	Saint-Cloud	○	○	- 524 年 - 692 年 -	M
96	Nijmegen	○	○	- 777 年 - 806 年 - 881 年 (焼失・再 建) - 1046 年 -	K
97	Noyon		○	654-673 年 - 768 年 - 987 年 - 1046 年 - 1181 年 (修道院領へ)	M
98	Noisy-le-Grand		○	- 580 年 -	M
99	Orville	○	○	- 768 年 - 865 年 - 878 年 -	K
100	Palaiseau			- 661 年 - 823 年 -	M
101	Paris		○	- 465 年 - 511-558 年 - 1137-1180 年 -	R
102	Péronne		○	- 481-511 年 - 849 年 - 925 年 (伯領へ)	M
103	Pierrefitte			- 855 年 - 882 年 -	K
104	Pierrefonds	○		- 877 年 - 1060 年 (領主領へ) - 1183 年 (王領地へ)	K
105	Poitiers		○	- 840 年 -	R
106	Poissy		○	- 802 年 - 1030 年 - 1082 年 - 1186 年 -	K
107	Pîtres			- 862 年 - 869 年 (ノルマン侵攻後衰 退)	K
108	Ponthion			- 863 年 -	K
109	Ponthion		○	- 561-575 年 - 752-757 年 - 876 年 - 1180 年 -	M
110	Pontailier			- 874 年 -	K
111	Royallieu	○		- 808 年 - 1303 年 - 1380 年 (参事会 員へ)	K

112	Reims			-511年-960年(大司教領へ)		R
113	Ruffey			-737年-855年-		M
114	Remiremont			-805年-825年-843-876年(ドイツ王権へ)		K
115	Rouilly-lès-Paris			-630年-		M
116	Ruel			-570-595年-814-840年-843-876年(修道院領へ)		M
117	Samoussy	○		-766年-831年-877年-		K
118	Savonieres			-859年-		K
119	Stenay		○	-877年-1003年-1088年(城主領へ)		K
120	Sélestat		○	-776年-886年-1643-1715年-		K
121	Sens			-495-524年-1048年-1071年-		R
122	Sinzig			-842年-885年-		K
123	Servais	○		-821年-876年-885年-1068年(修道院領へ)		K
124	Senlis	○		-840-877年-912年(伯領へ)-991年(王領へ)-1261年-		R
125	Epinay-Camplatreux		○	-638年-862年(修道院領へ)		M
126	Epoisses			-587-613年-		M
127	Etampes		○	-628-613年-1030年-		M
128	Etrepagny			-623-638年-659年-862年(修道院領へ)		M
129	Stirpiacum			-876-887年-		K
130	Crémieu			-836年-		K
131	Soissons		○	-561-584年-840-855年-		R
132	Thionville		○	-753年-854年-916年-977年(ドイツ王権へ)		K
133	Doué			-796年-832年-1119-1124年-	○	K
134	Toulouse		○	-481年-843-877年-1156年-		M
135	Maastricht		○	-893-923年-		K
136	Trier		○	-623-639年-		M
137	Trosly-Breuil	○		-895年-955-		K
138	Tusey-sur-Meuse		○	-860年-865年-		K

139	Valenciennes		○	-694年-723年-846年(後に、フランドル伯領へ)		M
140	Vendeuvre			-865年-1137-1180年(クリュニ修道院領へ)		K
141	Venette		○	-700年-877年-923年-1358年(焼失)		M
142	Verberie		○	-739年-776年-869年-969年-1180-1223年-	○	M
143	Verneuil-en-Halatte	○	○	-656-670年-695-711年-802年-884年-	○	M
144	Lagny-le-Sec		○			
145	Vernantes			-842年-		K
146	Versailles	○		1610-1643年-		
147	Vincennes	○		1183年-1250年-1338年-		C
148	Vitry-en-Artois		○	-511-561年-		M
149	Vitry-aux-Loges	○		-996-1031年-1052年-		C
150	Vienne					R
151	Villers-Cotterêts	○		-1315年-1052年-		
152	Villeneuve-le-Roi					
153	Worms			-584-629年-770年-838年-859年-		M
154	Wesel		○			
155	Weimodus			-725年-1052年-		M

註 M: メロヴィング朝起源の宮殿。K: カロリング朝起源の宮殿。C: カペー朝起源の宮殿。

地図1 フランク諸王の宮殿所在地



### 第3節 分布

ここでは国王が建てた、または所有した宮殿が考察の対象になる。465年クローヴィス1世が王国の中心をパリに定めた後、511年の彼の死と共に王国は4つに分裂し、王国の中心にメス、オルレアン、ソワソンが新たに加わった。そして、751年のカロリング王朝の登場によってこれらにアーヘンが加わることになる。これら5つの都市はいずれもロワール川以北に位置し、宮殿の分布もこれによって大きく規定されていたと考えられる。

マビヨンは本巻で163余（比定可能は142）の宮殿を取り扱っている。それらは、地図1が示す如く、地理的には東西約700キロ、南北約1000キロ圏内に分布し、今日のフランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの5か国に広がっていた。時代で言うと、表1が示す如く、主としてフランク時代とカペー朝前期を含む700年間を対象とする。この広がりには王権が最強に達したときに限定されるであろうが、それにはこれを統治するに十分な指導力をもった統治者、強力な軍隊、整備された官僚機構の存在が大前提となるであろう。対象となる時代において、この条件を満たす統治者は限られており、時代と共に、後述される如く、宮殿の多くが王権の手を離れていったことが予想される。今日、歴代国王の文書集が刊行されている。そこで取り上げられている宮殿の分布を地図に移せば、王権の推移が確かめられるに違いない。勿論、伝存する文書には多寡があり、単純な比較はできないことは百も承知であるが。他方、今日のフランスにおける宮殿研究は、第2章で述べられる如く、個別研究が大半を占め、あったとしても1つの地域を対象とするに過ぎず、加えてそれは共同研究になっている。従って、対象となる時代に加えて、地理的対象域としては、マビヨンの研究は空前絶後の観を呈している。使用している史料の種類と分量に関しても、下記の表にある如く、現代と比較して大きな違いは認められない。

分布に目を移そう。ロワール川以南の宮殿所在地は14を数えるに過ぎず、支配者の関心は、フランス西部（メヌ・アンジュー・ブルターニュ）を除く、ロワール川以北に限定されていたことになる。それは支配の中心がローマを中心とした古代世界から英仏海峡を中心とした中世世界に移行していたことを物語っている。その中で、最高の密集度を示しているのがパリ周辺域と、エタンブとランを結ぶ約160キロの直線の両側で、全体の45パーセントの宮殿が集中しており、この地域が王権の基盤になっていたことを示している。その外側にも、今日のベルギー・ドイツとの国境にかけて、密度は大きく劣るが、宮殿の規則的な分布が確認される。これらの荘園はフランク王権の故地からの南進または西進の過程で生まれたのだろうか、それともパリに拠点を構えたのち、王権の拡大の過程で生まれたのであろうか。また、これらの宮殿は、都市間の宿駅制度の中に組み込まれていたと考えられることから、決して孤立していたのではなかった。また、地中海に達するには、宮殿の分布から考えると、パリから真南に下るよりも、一度東に向かったあと、ソーヌ川・ローヌ川を南下するルートが非常に便利だったと考え

られる。後述される如く、宮殿と森・河川の近接関係が強調されているが、それは宮殿の密集地域は土地が肥えていたことを意味しているのであろうか。

しかし、この分布に騙されてはならない。これを見るに際しては、細心の注意が必要となる。何故なら、数百年の歴史を1枚の地図に写し取ったに過ぎないから。実際には、何の役にも立たないものと言うこともできる。これらの宮殿全部を支配した国王はどこにもいないし、王国統治との関連の実態が全く解明されていないのが実情である。また、上述の如く、メロヴィング時代の王国の中心は4つを数えたが、宮殿の密集度に関して、密集するパリ・ソワソンと密集が確認できないオルレアン・メスとでは、好対照が確認される。この相違は何に起因しているのか。両グループの王朝は同一家系から派生しており、民族的差異は考えられない。森・河川の傍という地理的条件は同じである。残るは、王権の安定度に大きな差が確認されることである。

以上から、メロヴィング王権の基盤はパリ・ソワソンに置かれていたことになる。更に、宮殿の視点から見た場合、宮殿の非常に多くが、2つの中心のそれぞれから半径20乃至30キロ圏内に分布しており、余暇を楽しむためであったとしても、中心に近い立地という支配の観点が組み込まれていたと見ることができよう。しかし、全体的に見ると、国境に集中しているわけでもないし、宿駅の如く等間隔に配置されているわけでもない。従って、宮殿の設置は公的観点からよりも、私的な観点が強く反映されていたと考えられる。

パリ周辺とソワソン周辺において宮殿が星雲状に散らばっていると言ったが、注意して見てみると、両者の分布状況は明らかに違っている。パリ星雲はパリを取り巻くように、半径20キロ以内に密集している。これに対してソワソン星雲は半径40キロに拡大し、密集度も低く、中心周辺では少なく、特に南側では皆無に近い。比較的密集度の高い北半分では、3乃至4個から成る小星雲状態で宮殿所在地が確認される。

カロリング時代に入って、宮殿の分布に大きな変化が生じているのが確認される。第1の変化は前王朝が使っていたパリ・ソワソン間の宮殿の3分2近くが放棄され、それと同数の宮殿が密度は大きく異なるが、新都アーヘンの周辺に建設されたこと。第2の変化は、前王朝を特徴づけた星雲の消失で、全体的に密集から疎ら状態に移行したこと。新都アーヘンから半径約30キロ圏内に宮殿は存在しない。40キロ圏内では5つを数えるが、それを越えて約80キロ圏内には宮殿は存在しない。この密から疎への移行は何を意味するのか。馬車などの車両に大きな改良はなかったに違いない。自然条件に関して、宮殿には森と川の存在が不可欠であることから、この2つの条件に当てはまる場所が密集していなかったことを意味するのだろうか。それとも何か新しい条件が加わったのでであろうか。メロヴィング朝基準とは異なるカロリング朝基準に従って建設されたのでであろうか。何れにせよ、統治構造に大きな変化が起き

ていたことを予想させる。また、アーヘンと国際的商業地であるカントヴィク [18] の間には、ほぼ等間隔に7つの宮殿所在地が並んでいる（地図1参照）。しかし、ロワール川以南における宮殿の過疎状態は、前王朝の時代と大きくは変わっていない。

パリ周辺、またはパリ・ソワソン周辺に宮殿が集中する必要があるのかが大きな疑問である。これを解く鍵は次のパリのサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の所領分布が提供してくれるかもしれない。本院を中心に半径45キロ以内に殆どの荘園が分布している。1日か2日かけて到着できる距離で、効率的経営においてはこれが限界であったことになる。半分は水上と陸上を利用していただけと考えられる。これを宮殿の分布に応用してみよう。パリを拠点に宮殿の分布を考えると、小拠点の存在が前提となる。小拠点であったことが知られている宮殿は存在しない。また、宮殿が密集しすぎており、そこに小拠点を仮定することはできない。従って、分布の比較からは、宮殿が荘園経営の中核を果たしていたとは考えにくい。しかし、所領の一部はパリに近接しており、これが宮殿の密集地と重なる [48]。つまり、宮殿の立地に肥沃な土地が選ばれていたことになる。

以上から、支配の観点が欠落していたように思われるかもしれない。しかし、宮殿では法廷が開かれ、人々の訴えが審議されており、ここに支配の観点が入っていた可能性が残されている。749年に発給されたシルデリク3世の文書にある、「万人の訴えを聞くために（その宮殿に）滞在していた」（99頁）とは何を意味するのか。この場合、宮殿があるその土地の人々、それとも王国全域の人々を対象としていたのだろうか。後者であれば、宮殿とその所在地またはその住民たちとの関係性は希薄になってしまう。ブルターニュ、ルドンのサン・ソヴール修道院長聖コンヴォワイヨン（868年没）はトゥールの宮殿に滞在していたルイ敬虔帝の許を訪れた時、同伴していた貴族たちが諸問題の解決を同皇帝に求めている [1.4 (2), p. 200]。また、アティニーの宮殿で発給された文書から原告と被告の所属や、係争物件の位置を見てみると、それらが特にアティニー及びその周辺地域と関係していたことを示す証拠は見当たらない [3]。従って、宮殿所在地で開催された法廷での審議事項は、殆どの場合、国政レベルのものであったことになり、その所在地及びその周辺域との関係性は非常に弱かったことになる。

#### 第4節 立地と周辺景観

マビヨンはトロニーの宮殿の項で、非常に重要な発言を行っている。それは宮殿を定義づけるための要件として、中心となる宮殿、それに隣接する教会、広い道路、森、それに周辺で所有する荘園の5つを挙げていることである (257頁)。ここには川への言及はないが、以上は当該宮殿にのみ適用できる要件に過ぎず、川が存在が宮殿の立地に重要な役割を果たしていたことは、彼の発言からも明らかである。実際、アルローヌの宮殿には船着場が常設されていた [8, p. 208]。また、王宮荘園は単一の集落から成っ



ているとは限らず (103, 256-257頁), このことが宮殿所在地の比定を困難にしている要因の1つにもなっている。

宮殿は, 上述の如く, 国王またはその家族が一時を過す私的な場所としてのみ使用されたのではなかった。国王の行幸は家僕集団, 役人集団, 護衛のための小部隊などの移動を伴っていたことは容易に想像される。宮殿は彼らを収容するに十分は規模でなければならなかった。更に, 後述される如く, そこでは国王の法廷が開かれ, 全国から集まった諸司教と諸侯からなる全体集会所も開かれていた。敵の攻撃から国王や高位高官たちを守るために, まず, 次に述べる構造を含め, 防御に適した場所であればならなかった。と同時に, 緊急時を考えた場合, 幹線道路沿いに位置することが望ましい。この他, 後述される如く, 宮殿は遠征中の国王の宿泊地 (39, 111, 137頁), 国王家の死去・埋葬地 (40頁), 幽閉地 (208, 230頁) などに利用されている。

他方, 801-813年にアーヘンで発布された勅令によると, 森林役人は森林をよく管理し, 同時に小動物と魚を保護しなければならない [7, t.1, p.172] とある。国王の趣味である狩猟や釣りとの関係からすると, 特に狩猟地としての森の存在が欠かせない。森で命を落とした国王も少なくない。「886年, カルロマンは狩猟のためにベジウの森にやってきた。猪を射抜こうとしたとき, 従者の1人, ベルトールが彼を喜ばそうと思って, 誤って国王の脛骨を傷つけてしまった。負傷してから7日間生き延びたが, 国王はこの地で亡くなった」(102-103頁) と, ある事績録は伝えている。

エジナルは伝記の中で, シャルルマーニュは「たえず乗馬と狩猟の技を鍛えた。これらは彼の民族にとって生来の習慣であった」[13, p. 68] と記している。カロリング諸王は狩猟のためにエスタヌの宮殿を頻繁に訪れていた。また, サン・ベルタン修道院編年記によると, シャルル禿頭王の治世に同王は少なくとも5回 (865年, 867年, 868年, 871年, 873年), パリの北約140キロ, オルヴィルOrvilleの宮殿を訪れているが, それはすべて狩猟のためであったとのことである [9, p. 150, 167, 183, 224, 237]。シャルル禿頭王の息子ルイに至っては, 877年父によってサムシーの森での狩猟を禁じられている (238頁)。このように, メロヴィング・カロリング諸王にとって, 春季と秋季の狩猟は生活の重要な一部を構成していたのである。また, 狩猟は国王が客人を歓迎する盛大な儀式の1つでもあった。

## 第5節 建設年と終年

当時の史料からは, 宮殿の建設年, 建設期間, 建材に関して, 殆ど何も知ることはできない。これらに関する情報はすべて遺跡から得られたものである。木造の宮殿があったとしても, その建設年の確認作業は不可能に近い。また, 都市と農村では宮殿の規模も構造も異なっていたに違いない。

実際、教会や修道院の場合とは異なって、建設年の確定は困難である。それに関する記述は、それへの関心が存在していなかったのか、殆ど存在しない。伝記の中で、エジナルはインゲルハイムとナイメーヘンの宮殿はシャルルマーニュによって建設された（動詞construereを使用）と述べている [13, p.50]。しかし、宮殿の建設者や建設年がはっきりしている場合は極めて少ない。フレデゲールの年代記の767年の記述によると、ペパン短軀王がブルジュに宮殿を建設することを命じたとある [16, p.190]。また、皇帝アルヌール（899年没）は聖エメランを記念して、ラティスボンの修道院の近くに大きな宮殿を建設している [1, 5, p. 107] が、これらは例外に過ぎない。また、808年発布の勅令（第9条）には「ヴェルブリーの宮殿工事にに関して」との条題はあるが、残念ながら、その条文が伝存していない [7, p. 140]。ヴェルブリーの宮殿は既にペパン短軀王の752年の文書が作成・発給されていたことから（262頁）、この条文は宮殿の新築ではなくて改・増築に関するものであったと考えられる。

従って、言及の初出年が重要な手掛かりになってくる。最近の研究者は諸王によって宮殿が使用されていた期間を確定しようと試みているが、これもマビヨンが既に試みていることである。彼は宮殿が言及されている諸年を丁寧に記している。まず、言及初年を建設年と仮定し、それを基準に、表1を作成した。それによると、宮殿は古代ローマの遺産（5個）、メロヴィング起源（67個）、カロリング起源（62個）、カペー起源（6個）、それ以降（3個）に分類される。従って、宮殿の建設に関しては、その大半がフランク時代に集中していたことになる。一見する限りではあるが、この時代に宮殿がその役割を最大限に発揮していたことになる。

勿論、これらの宮殿が常時使用されていたのではないことは言うまでもない。ある宮殿は1度限り、ある宮殿は2、3度であったのに対して、別の宮殿は毎年使用されていたこともあったであろう。既述の如く、マビヨンは宮殿の史料における初出年のみならず、最終年も記していると思われるので、それに基づいて、各宮殿の使用期間を概算してみよう。但し、王朝間における文書の伝存数、カロリング王朝の前期・後期に確認される大きな差異を念頭に入れておく必要があるが、メロヴィング時代の文書に初出する67の宮殿のうち、20（全体の約30%）はその時代の中で使用を終えている。因みに、カペー時代まで生き延びたのは21（全体の約31%）となっている。これに対して、カロリング時代に初出する62の宮殿のうち、36（全体の58%）は時代を越えて生き延びることはなかった。メロヴィング時代の宮殿の多くが次の王朝によって引き継がれているが、両王朝の宮殿がカペー王朝によって引き継がれる割合はほぼ半減している。ここからフランク王朝の連続性とフランク王朝とカペー王朝の非連続性を対比させることが出来るのであろうか。ともあれ、これらの数値から確実なものは引き出せないが、フランク時代において宮殿の役割が非常に高かったことを示唆している。

上記の如く、宮殿の建設年の確定は非常に困難である。と同時に、宮殿の終年の確定も同様である。

まず、終年の定義が困難である。宮殿がその役割を終えた時が王権の手を離れた時とするならば、少数ではあるが、その例は確認できる。しかし、放置されて廃墟となった場合、その情報が史料から得られることは、あったとしても、非常に稀であろう。更に、その場合でも、放置開始の時期が明らかになることはまずない。例外的な例を1つ紹介しよう。10世紀後半に活躍した伝記作家は、840年の文書に初出するガロンヌ河畔のカスヌイユの宮殿に関して、シャルルマーニュが妻と宿泊した後、同宮殿が約200年後には廃墟と化していたと伝えている [1, 6 (1), p.49]。しかし、この場合でも、当該宮殿が何時王権の手を離れたのか、その後どのような過程を経て廃墟と化したのかなどは不明のままである。このように、上掲のピートル宮殿小史にもある如く、宮殿の始年と同様終年も、多くの場合、不明のままであり続けるだろう。

現在の研究者はマピヨンが参照した史料は少ないと見ているのであれば、それは正しい判断ではない。マピヨンは彼らが参照している史料の殆どを参照していると考えるのが真実に近いであろう。150を超える宮殿の研究を100頁でまとめ上げているのである。これに対して、今日、アティーの宮殿の研究で30頁近くが当てられ、アキテーヌの7つの宮殿の研究に51頁が当てられている [3:5]。このように、マピヨンには厳しい紙幅の制限があったのである。史料の引用にも厳しい制限があったと考えられる。このような厳しい制約での史料の引用であるので、今日以上に引用されている史料には重要性があったと考えるのが自然であろう。

## 第6節 規模と構造

中世の宮殿を詳細に描写したもの、全体像が想像できる記述は伝存しない。古代ローマ時代から継承されたトゥールーズの宮殿は、少なくとも2階建てであったと考えられる (255頁)。中世に入って建てられたと思われる宮殿に関しても、「巨大で見事な出来栄のナイメーヘンの宮殿」(207頁)といった記述もある。しかし、その後もこのような規模の宮殿が建設され続けたとは考えられない。それでは、中世の宮殿の規模はどれほどであったのか。それは都市部と農村部では大きく異なっていたのか。また、メロヴィング時代とカロリング時代、さらにはそれに続く時代とでは大きな違いがあったのだろうか。

宮殿の規模は大きかったのか、それとも小さかったのか。結論は、王国の首都や司教座都市などを除いて、全体的に大きくはなかったと考えられる。何故なら、宮殿は、基本的には、国王一家と随行者を収容する規模であれば十分であったので。一縷の望みを持って、本稿で参照した史料、特にベネディクトゥス派の聖者伝集成 [1] の中に *palatium* とその付属物を探してみた。しかし、「王は2階に上がった」、「妃は窓を開けた」、「宮殿横の厩舎から馬を連れ出した」、「宮殿の浴室」などと言った、筆者が知りたい情報はどこにもなかった。

853年フランクフルトの宮殿で、国王ハインリヒ1世の臨席のもと、宗教会議が開催されている [1, 4 (1), p. 32]。868年トゥールの宮殿にブルターニュからの貴族たちが集まって、シャルル禿頭王の前で、抱えている諸問題を協議している [1, 4 (1), p. 209-210]。これらの記述は、人数への正確な言及はないものの、宮殿が相当大きかったことを想像させる。他方、参加人数に言及した記述もある。879年23名の司教がマンタイユの宮殿に集まって、プロヴァンス王ボゾンの昇進を祝ったとある (191頁)。更に、693年のクローヴィス3世のヴァレンシエンヌの集会には、50人以上の聖俗高官が宮殿に集合している [1, 3 (2), p. 560]。最後の例からは、同伴者を加えると、集会関係者は500人以上にも達していたのではと推量される。更に、高官たちを乗せた2頭立2輪馬車にテント類・道具などを載せた荷車を加えると、駐車場をもつ広大な宿泊場が必要であったことになる。更に、宮殿がこれら大勢の人々を収容していたとするならば、相当な規模でなければならない。メスの宮殿に関して、その窓から大人の死体を外に放り投げたとの記述があるが [19, t. 8, chap. 32]、これだけではどうすることもできない。また、18世紀初期、シェルの宮殿の遺構が残存していたと記されている [1, 4 (1), p. 428] が、そのような宮殿の遺構は発掘されていない。

他方、トゥール司教グレゴワールによると、サンリス司教マキュウルフ (584年頃没) はシェルの宮殿に滞在中の王シルベリク1世に面会するため、3日前からテントで生活していたとある [19, l. 6, ch.46]。また、ルイ敬虔王の伝記によると、「伯ワリヌスと伯ベルナル、そしてブルゴーニュ地方から集められた非常に多くの仲間たちはマルヌ川に到達し、そしてそこで、つまりボヌイーユの荘園とその周辺にあった所領に数日間滞在した」(108頁) とある。これらの例から、宮殿で開かれた会議に参加していた聖俗高官たちは宮殿に宿泊していたのではなくて、会議開催期間中は宮殿周辺の空き地または荘園でテントを張って生活していた可能性が高かったことになる。上述した如く、宮殿に隣接する森林の管理のために森林官が配置されており、会議開催中の人集めや食糧の提供などに当たっていたと考えられる。

それでは、このような標準的な宮殿はどのような構成・間取になっていたのだろうか。まず、国王の間 (aula, sala) があった (p.102) [1, 6 (1), p. 144]。それと国王の寝所cubiculumは別になっていたと考えられる [1, 1, p. 452]。更に、ランスの宮殿では、寝所は前室と寝台が置かれた後室の2つからなっていた。また、プロワの「宮殿の暖炉のある部屋の間の中庭」(p.107) とある如く、客室もあったであろう。そして、客用の寝室は2階にあったのではなかろうか [1, 2, p. 230; 5, p. 882]。

他方、礼拝堂・教会の位置に関しては、注意が必要である。ラテン語の史料でpalatiumの語の前に置かれた前置詞inの扱いには注意が必要である。何故なら、それは常に宮殿の建物内を意味していたのではなく、漠然と宮殿の所在地を指していることもあったから。Palatiumが可なり広域的な意味で使用さ

れている。例えば、Intra palatiumがintra fines villae seu palatii Aquisgranensisに言い換えられている[1, 4 (2), p. 579-580]。また、アニアンヌ修道院長聖ベネディクトゥスの伝記で確認される「イン河畔のアーヘンの宮殿の隣」にある修道院—通常、「イン河畔の修道院」と呼ばれている—は、実際には、アーヘンの南東8キロの Kornelimünster を指していた [1, 4 (1), p.215]。聖遺物を運ぶ一行がアーヘンの宮殿を通過するルートを選び、そこで夜を過ごしたとあるが、宿泊したのは宮殿ではなくて、アーヘンの町であった可能性が高い [1, 4 (1), p. 535]。また、ある聖者が到着して宮殿近くに宿泊していると、皇帝は朝早く侍従を遣って、宮殿での会談に誘っている [1, 4 (1), p. 46]。また、フランクフルト [1, 3 (2), p. 403] やフルダ [1, 3 (2), p. 254] の宮殿の如く、礼拝堂または教会が宮殿の中、または傍に建てられていたに違いない [1, 4 (2), p. 418; 6 (2), p. 448]。トリアーにおいては、古代ローマ時代の穀物庫horreumの中に教会が建てられていたと伝えられている [1, 3 (2), p. 554]。

#### マビヨンの考古学的関心

本文において、考古学的視点からの発言は、初歩的なものを含めて、決して少なくない。下記の如く、数個所で、マビオンは実地踏査をしたと述べている。宮殿は石造であったとの確信が、彼をそうさせたに違いない。また、ソワソンにあった宮殿の1つがノートル・ダム修道院に改造されていることから、マビオンは一部の宮殿はかなり大きなものであったと考えているようである (252頁)。

従って、マビヨンの研究を支えていたのは文献資料だけではなくて、考古学的手法も萌芽的ではあったが、少なくとも確認される。その一部を以下に例示してみよう。彼の時代キエルジーの立地に関して、それをクレシー・シュル・セールに比定する説が出されていた。マビオンはこれら2つの土地を踏査し、地元の住民からの聞き取りを行っている (118頁)。パリの北約150キロのトロリーでも実地調査を行い、建物の痕跡が残されていないことを確かめている。オワーズ川左岸には、ヴェルブリーの古い宮殿の残骸が今でも残されていると記している (265頁)。ベティシーの宮殿に関して、「見事な出来栄えの遺跡」がその存在を証明しているとある (105頁)。パリ近郊、シュルの宮殿に関して、「今日、シュルの宮殿の遺跡は殆ど残っていない」(112頁)と述べている。また、ソワソンの宮殿の遺構からは、大理石の破片、金貨、古い銀貨が発見されていると記してもいる (127, 251頁)

このように、文書史料に依拠するだけではなくて、彼はあらゆる方法を用いて、宮殿の位置の確定を試みている。地図で確かめることから始まり、関係する宮殿の近くに位置する修道院から情報を得る。次に、実際現地に馬車で赴き、遺跡を踏査し、周囲の景観を観察、現地の古老から話を聞き取って、文書史料と記述史料から得ていた情報と照合して、宮殿の位置を確定する方法が採られている。彼の頭に描かれた宮殿の分布図から引き出されることは、掲載されている地図が示す如く、王国の広がりや支配

権の地域的密度であろう。

マビヨンの考古学的記述から判断して、彼はフランク時代の宮殿が集中していたパリ周辺とコンピエーニュ周辺の宮殿所在地の殆どの実地調査を自ら行っていたに違いない。筆者も、30年前のことであるが、ソ連製の車ラダーに乗って、西フランス、メーヌ地方のブル所在地を数日かけて回ったことがある。しかし、今日の宮殿研究の水準を考えると、この考古学的考察がマビヨンの最大の弱点であったことは間違いない。当時の学問水準や小さい時から健康に自信のなかったマビヨンには、仕方のないことだったのかもしれない。

## 第7節 警備・管理

813年シャルルマーニュは息子ルイをフランス中部のアキテーヌに送り出すと、習慣に従って、アーヘンの宮殿から遠くない所へ狩猟に出かけた。これにその年の秋の残りを費やし、11月1日にアーヘンに帰ってきた [13, p. 86]。狩猟地は不明であるが、森に囲まれた宮殿であったと考えられる。他方、827年の出来事として、同じくエジナルによると、シャルル禿頭王は「コンピエーニュとキエルジー、そしてそこから近くにある他の宮殿を、冬季の開始まで巡回した」 [2, p. 216] とある。ここに記された2つを除く宮殿は特定できないうえ、常に立ち寄っていた宮殿が史料に記載されているとは限らない。従って、記録が残されている以上に、王家は一定数の宮殿を頻繁に利用していたと理解すべきであろう。同様に、ルイ敬虔王はアキテーヌを統治していた時、デウエDoué, シャスヌイユChasseneuil, アンジュアクAngeac, エブルイユÉbreuilの宮殿を毎年巡回していたと考えられる (162頁) [14, p.10]。この巡回には統治の観点が入っていたと考えられ、この観点からも宮殿の警備・管理は重要なテーマの1つになるが、残念ながら情報は非常に限られている。また、865年シャルル禿頭王はアティニーからサンリスに入り、そこで復活祭を祝った後、ヴェルヌイユに移動する。そこにはアキテーヌから来た聖俗高官たちが既に到着していた (269頁)。この記事からは国王は思いのまま行動していたのではなくて、行幸の情報は少なくとも一部の人々の間で共有されていたことが窺われる。

以上から、諸王には、狩猟地の有無などによって、好みの宮殿があったと考えられる。また、諸王の行幸地に関する情報は事前に知らされていたと推察される。従って、これらの宮殿には、一定数の人間集団が警備・管理のために常時配置されていたに違いない。

しかし、上述の放棄された宮殿の数からも、王権にとって150を超える宮殿の長期的警備・管理は不可能であったと考えられる。宮殿内で常時一定数の人員を養うよりも、宮殿の警備・管理の一部は宮殿が位置する王領地または周辺の領民に委ねられていたと考えられる。実際、877年のキエルジーの勅令によると、国王家族が宮殿に宿泊した際、豚や小動物 (狩りの獲物) が提供されていたとある [7, p.

361]。宮殿が位置する王領地または周辺に住む領民が宿泊税の一部として持ち込んでいたと考えられる。宮殿と森林との密接な関係は多くの研究者によっても確認されている。従って、一部の宮殿の管理が森林を管理する役人に委ねられていたとの仮定が許されるのではなかろうか。エジナルの言にあるように、カロリング時代の貴族は狩猟なしには生きていけない人たちであった。従って、森を管理する森林官は役人集団の中で高位に位置づけられていたに違いない。「王領地令」では、森林官が荘官の次に列記されており [ibid., p. 84], 国王の家政役人の中では上位を占めていたと考えられる。

メロヴィング時代から既に、国王が所有する森林のそれぞれに複数の森林官が配置されていた [10, n<sup>o</sup> 29, 71]。704年ヌストリー王シルドバール3世はフォントネル修道院にセーナ河畔のペックの荘園を寄進するが、同荘には5つの所領が付属していて、それぞれに森林官forestariiがいたとある [8, p. 32]。この場合、彼らは荘官の役目も果たしていたと考えられる。また、メロヴィング王シルペリク2世の717年の文書に「ロヴェリトスの森（今日ではサン・クルーの森）がセーナ川に沿って」あり、「余の統治の2年、余の宮宰にして貴顕のラガンフレドの求めに応じて、それをロベキスという名の森林役人forestariusと一緒に、サン・ドゥニ修道院に譲渡した」[22a, n<sup>o</sup> 504] と記されている。このロベキスはクリシーの王領地に住み、1マンスその他を与えられていた。勿論、このマンスは農民保有地のカテゴリー内ではなくて、役職封と考えられる。また、12世紀の作と考えられる『カンブリア王メリアドクスの物語』には、国王カラドクスの死後、同王の狩猟官、イウォギョリウスが同王の双子の幼子メリアドクスとオルウェンを養育した」[45, 17頁] とある。

上記2例での森林官は、国王宮殿の高官としての森林官の部類には属していなかったと考えられる。何故なら、アルキュアン改編の聖リキエ（645年頃没）の伝記によると、「貴族で、国王に直属する土地と森林の管理人（servator, dispositor et custos）、マウロントゥスは司祭の聖キリエにクレシーの森で生活することを認めた。そしてその後マウロントゥス自身も世俗の衣服を脱ぎ、同修道院で修道士になった」[34, p.396-397] とあるので。また、森林官を祖先にもつ高級貴族として有名なのが、アンジュー伯家である。同家の年代記によると、シャルル禿頭王は同家の始祖、トルカをアンジェの西10キロに広がるリメルの森の森林官に任命したとある [32, p.35-36]。また、ルイ敬虔王の時代、国王一家が好んで訪れていたフランス東部のヴォージュの森で国王の森林役人をしていた2人の兄弟が、森林の領有をめぐってサン・レミ修道院の森林に侵入している [33, p. 323]。2人の兄弟の身分は不明であるが、これも下級役人のケースではなかったであろう。945年サンリス伯ベルナルとトゥール伯ティボーがコンピエニューの宮殿に侵入し、国王の獵師たちや獵犬を襲う事件が起きている。[40, 1, p.196]。他方、877年のキエルジーの勅令はアティニーの森に言及しているのであるが、J. パルビエは諸王による同地の訪問（42回）に際して、同森林の存在が問題になることはないと言断することで、この宮殿に関して

森林が果たしていた役割を過小評価している [3, p. 142]。しかし、上記の勅令ではシャルル禿頭王の息子、シャルルが偶に狩りをすることが認められているし、同女史はアティニーの東側が森林で覆われていることを強調もしている [ibid., p.153]。従って、彼女の発言には矛盾が認められ、ここでも宮殿と森の関係が密接であったことになる。

森林や川に住む小動物は狩猟の対象のみならず、当然食用にも供されていたであろう。小動物の生息地である森を整備することはもちろん、狩りの場である隣接する広大な草地を整備しておく必要があった。そのために森林役人の下に、配下の者たちが組織されていたと考えられる。他方、魚は近くの川で捕獲されるか、上記のアーヘンの勅令にある如く、養魚池で飼育されていたと思われる。831年頃ルイ敬虔王はインゲルハイムからヴォージュの森を通過してルミルモンに向かい、そこで狩猟と釣りに興じたとある [43, p. 466]。この3年後も、同王は同地で狩りと釣りを楽しんでいる [Ibid., p. 492]。

このように、魚の保護も森林官の重要な役目の1つでもあった。宮殿の非常に多くが河川沿いにあり、その一部には、既述の如く、船着場も備え付けられていた。確かに、諸王が釣りに興じたとの記述は、既出の数例を含めても、非常に少ない。しかし、フランク諸王の何人かは、上述の如く、確かに釣りを楽しんでいる。これまでの研究では、森林官が養魚官を兼ねていたことが見落とされている。絵画に多く描かれている狩猟に比べて、勇敢さの度合いが少なかったため、研究者によって注目されてこなかったのかもしれない。多分、これは釣ることよりも料理に関心があったためと考えられる。

川ではウナギ、ほら、チョウザメ、ニシン、マス、サケ、鯉、カニなどの季節毎の魚が捕獲されていたと考えられる [41, p. 203-204]。1079-1084年クリボン某の息子マティユがトゥールのマルムティエ修道院にロドンの教会の一部を寄進するが、彼の兄弟がそれを担保に「八目鰻を齧る」Mordens Lampredamの渾名をもつ騎士アドラルから金を借りていたため、上記修道院のヴィルベルフォル分院長イヴが40スーを支払って、同騎士からその持ち分を取り戻したとある [30, n° 136]。この渾名はあちこちで見られるようなものではない。八目鰻は海と川に生息し、既に古代ローマ人によって美味の食材として記され、中世に入っても貴族の食卓に上がっていた。『アイルランド地誌』の中で、著者でノルマンの血を引く、ウェールスのジェラルドは「シャノン川には金持ちたちの危険な大好物、目の多い八目鰻が多くいる」[18, p. 32]と書いている。また、イングランド王ヘンリ1世(1100-1135年)は八目鰻を食べ過ぎて死んだとも言われている [23, p.330]。

以上から、宮殿管理の方法には、次の2つのケースが確認できる。最初に考えられるのが、宮殿管理が国王役人の森林官に委ねられていたケースである。彼らは宮殿の敷地内に住み、国王から支給された給付地で生活する代わりに、森林や養魚池を管理し、必要な時は周辺に住む王領地の住民に支援を求めていた。次に考えられるのが、周辺の王領地に住む領民を森林官に任命し、特殊な保有地(マンス)の



給付と交換に、宮殿の管理を委託するケースである。

次に、国王の行幸にはどのような人々が随行していたのか。国王の滞在中とそうでない時とは、当然区別されねばならない。宮廷の高官 *primores /proceres palatii* [1, 4 (2), p. 228, 235, 559 etc.] の存在が確認されるが、王都の宮殿に限っても、どれだけの高官が近侍していたかは不明である。これが地方の宮殿となると、国王の移動に際して、どれだけの高官が随行していたのであろうか。シャルルマーニュの文書には尚書長官としてイテリウスが確認され、国王が地方の宮殿に移動する場合、同伴してそこで文書を発給しているが、彼に代わって数人の尚書官が文書を作成することもあった [38, p.82-152]。

最後になるが、行幸先の宮殿にはどのような人々が訪れていたのであろうか。宮殿では、既述の如く、政治・宗教上の諸問題を解決するために多くの集会が開かれていた。そのため、王国の各地から大勢の人々が宮殿を訪れていたが、ここでは、個人に絞って話を進めることにする。

国王が王国の都にいる場合、その事実はどのようにして全国に知られていたのであろうか。王都から地方の役所に伝令が派遣されていたであろう。当然、逆方向もあったに違いない。色々な方法で国王の居住の事実を確認した上で、当然全国の各地から来訪者があったであろう。地方の聖俗高位高官たちは定期的に王都に使者を派遣し、情報を集め、国王との面会日を相談したことであろう。これに対して、国王が地方の宮殿に出かけていた場合、どうであったのか。

769年7月サン・ベルタン修道院の院長アルドラドが修道院から南へ約640キロ離れた、南フランスのアンジュアクの宮殿に滞在していたシャルルマーニュの許を訪れ、イミュニテ文書の交付を受けている [Ibid., p.86-87]。他方、790年3月シャルルマーニュは滞在していたウォルムスで、約742キロ離れた地中海沿岸のマルセイユから来ていたサン・ヴィクトール修道院の一行を迎え、イミュニテ文書を承認している [Ibid., p. 220-221]。これら2例では、残念ながら、同王の同伴者たちには一切触れられていない。他方、771年11月3日シャルルマーニュはリュクサンブールの西に位置するロングリエの宮殿にいた。そこには聖俗高官も集まり、国内の訴えを解決するための全体集会が開かれていた。告発人の中には、開催地から約250キロ離れたフルダ修道院長ストゥルミウスもいた [Ibid., p.91-93]。

権利侵害の被害者にとって、その違法行為を一刻も早く阻止するためには、国王が王都に戻るのを待つ余裕はなかった。告発者は国王が何処にしようと、権利を守るためには即刻文書を取得する必要がある。この際、距離は全く問題ではなかったことになるが、国王の行程表は公開されていたのであろうか。それとも告発者は使者を派遣して、情報と接見の許諾を事前に得ていたのであろうか。

こうして、国王が王都を離れる度毎に、国王側と問題を抱える人たちの側の両方向からの人間や物資の宮殿に向かった移動が発生していたことになる。

## 第8節 宮殿での行事

宮殿が国家的行事や国王の趣味のために使用されていたことは、既に述べたとおりである。ここでは、それ以外のことを取り上げることにする。その際、王都とそれ以外の宮殿とを区別する必要がある。

マビヨンによると、メロヴィング王朝において、宮殿は貴族の青年期の逗留、勉学、娯楽、余暇、そして特に狩猟のために整備されていたとのことである（190頁）。従って、宮殿に併設された学校には各地から貴族の子弟が集まって来ていた。例えば、フレイ修道院の初代院長、聖ジェルメール（658年頃没）は王ダゴバール1世の宮殿、また聖レジェ（678年没）はクロヴィス2世の宮殿で少年期を過ごしていた [1, 2, p. 457, 668] とのことである。更に、ダゴバール1世の伝記によると、同王の時代、アキテーヌ公サドルジスルは子供たちを国王の宮殿で教育していたとある [16, 2, p. 413]。他方、トゥール司教グレゴワールによると、メロヴィング王シルドバール2世（575-595年）は長子クロテールを多くの人々に見られたり、危害を加えられたりして殺されたりしないために、王都メスの北西260キロに位置するヴィトリの宮殿で育てさせたとのことである [19, vol. 6, chap. 41]。カロリング時代に入っても、シャルルマーニュの親族の1人、コルビー修道院長聖アダラルは幼少期の教育を宮殿で受けている [1, 4 (1), p. 351]。

まず、宮殿は喜びの場所であった。聖ルイ王がボワシーの宮殿で誕生している。国王の即位式も行われている。768年シャルルマーニュが王位に就いたのはノワイヨンの宮殿であったと伝えられている [21, p. 45]。また、宮殿は婚姻の場所にも使用されている。メロヴィング王クロテール1世（497-561年）はヴィトリで幼い娘のラドゴンドを婚姻の床に迎え入れようとしていた（272頁）。また、856年ウエセックス王エゼルウルフがローマから戻る途中、結婚の約束をした、シャルル禿頭王の長女ジュディットをヴェルブリーの宮殿で妻として迎え入れている [9, p. 89]。諸王は、下記の如く、遠征の途中に宿泊地として宮殿を利用してもいた。フルリー・シュール・ロワール修道院の修道士エモワン（1010年頃没）はシャルルマーニュが軍隊を率いてスペイン遠征に出かける途中、南フランス、ガロンヌ河畔のカスマユの宮殿に宿泊、そして同宮殿に妻イルデガルドを残して出発したと記している [1, 6 (1), p. 49]。

しかし、宮殿は王家にとって、常に幸福な場所だったわけではない。宮殿は王族の生死と関係した場所でもあった。584年シルベリク1世は夜遅く狩りからシェルの宮殿に戻り、馬から降りるときに襲われて命を落としている [19, vol. 6, chap. 46]。741年シャルル・マルテルがキエルジーの宮殿、783年シャルルマーニュの妃イルドガルドがティオンヴィルの宮殿で死を迎えている（253頁）。また、それは幽閉地としても利用されている。573年オストラジー王シジュバール1世は兄シルベリク1世の長子テオドバールを領地蹂躞の嫌で捕らえ、ポンティオンの宮殿に1年間幽閉している [19, vol. 4, chap. 23]。サン・プリヴァ修道院長ルベントゥスは王妃ブルニシルドに呼び出され、伯イノサンによって同宮殿に

連れてこられて多くの拷問を受けている（230頁）。580年王クローヴィスは父王シルベリク1世の3番目の妻フレデゴンドの命令で、ノワジーの宮殿に幽閉され、殴打されて殺害されてもいる（208頁）。

このように、宮殿は国家行事だけではなくて、多様な目的で利用されていた。従って、公的行事には使用された痕跡がなくても、それ以外の目的で使われていた可能性が出てきた。それらを確認することは容易ではないが、国王文書に言及されなくなったことを理由に、宮殿は放棄されたと断言することができないことになる。

### 第9節 封建化－開始・過程・到達点（＝城主家の出現）－

封建化の開始をどのように捉えるかは、研究者によって意見が分かれるであろう。ここでは封建化とは国王が所有するもの、つまり、宮殿が、合法・非合法を問わず、国王（国王家族）以外の者に移ることを意味する。このように定義された封建化の形態は1つではない。マビヨンが明らかにした封建化の形態は早い順に並べると、①高級宮廷役人、②教会組織、③聖俗高級役職者、④城主家の4つに分けられる。これらに⑤王妃への寡婦資産化が加われば、5つに分類される。以下、これら5つの形態に関して、諸例を挙げながら見ていくことにする。

マビヨンは上記の第3グループに相当する公位・伯位・侯位の世襲化はシャルル禿頭王（840-877年）の時代から浸透し始めると述べている（p. 127）。そして、その際城を所有し、交戦権を獲得したことを最大の特徴と考えている。これに対して、Fr. オリヴィエ・マルタンも「9世紀末および10世紀には、わが国に配置されている諸々の伯および公の真実の家統の存在が確認される」[35, p. 88]と述べている。また、Fr. L. ガンスホフは封建制度の古典期を10世紀から始めている[17, p. ]。マビヨンは「封建制度」, 「封建化」などの言葉を使用してはいないが、時代の画期を900年前後に置くことは、3者とも一致している。但し、今日のように、封建化の完成を④に求める考え[11, p.137-358]は、マビヨンにはまだなかったようである。

#### ①高級宮廷役人,

ラニーの宮殿が一時的に宮宰たちによって保有されていたが、メロヴィング王ティエリー3世（675-691年）の宮宰ガラタンを最後に王権に戻されている（139頁）。他方、ペロンヌの宮殿もメロヴィング時代に歴代宮宰によって保有され続けるが、カロリング時代に入り、再び国王宮殿として王文書に登場する（219頁）。従って、宮宰による宮殿の所有はメロヴィング時代に限定された、一時的なものと考えられる。

## ②教会組織

対象となる16の宮殿のうち、ジャンティイの宮殿は6世紀末にノワイヨン司教の手に渡るが、ルイ吃音王（877-879年）の治世に王権に戻されており（166頁）、除外される。従って、これら15例を譲渡時期に基づいて分類すると、7世紀（1件）、9世紀（3件）、10世紀（5件）、11世紀（3件）、12世紀（2件）となっていて、宮殿譲渡の流れは9世紀末から規則的になる。恩恵に与った教会組織は4つの司教座教会（ランス：1件、ラン：1件、ヌヴェール：1件、ルアン：1件）、5つの修道院（サン・ジェルマン・デ・プレ：1件、サン・ドゥニ：2件、コンピエーニュのサン・コルネイユ：2件、サン・レミ：2件、サン・クレパン：1件、クリュニー：2件）から成っていて、大体が宮殿の密集地帯内に位置している。但し、創設が比較的新しいクリュニー修道院への譲渡は、すべて12世紀以降となっている。

次に、個別の事例を幾つか見てみよう。クロテール3世（673年没）の治世に、パレゾー（「宮殿」の指小辞から「小宮殿」の異名を持つ）の宮殿を含む荘園がサン・ジェルマン・デ・プレ修道院に寄進されている（210頁）。パレゾーは9世紀初頭に作成されたイルミノン土地台帳にも同修道院所有の荘園として記載されている [29, p. 7-28]。9世紀末王ウードがコンピエーニュのサン・コルネイユ修道院にモンマクの荘園 (villa) を寄進している [42, p. 181-182]。宮殿の記載がないことから、この時既に宮殿はその役割を果たしていなかったに違いない。10世紀に入ると、944年既にモンティニーの宮殿はサン・クレパン修道院、その中葉にはブレーヌの宮殿がルアン司教座教会の権利下に入っていた（202-203頁）。980年にはシェーヴルモンはリエージュ司教ノトジュールの手に渡っていた（116頁）。11世紀に入り、セルヴェの宮殿はラン司教座教会に譲渡された後、1068年には更にサン・ヴァンサン修道院にその所有権が委譲されている（244頁）。そして、12世紀中葉にはマンタイユの宮殿がクリュニー修道院の所有になり、同修道院はそこに分院を創設することになる（p. 191）。

## ③聖俗高級役職者

ヘクスターの宮殿がルイ敬虔王の親族でコルビー修道院長アダラール（826年没）に付与されているのが確認されるが（171頁）、その後については不明である。ヴァランシエンヌの宮殿はシャルル禿頭王の治世（877年没）後に、フランドル伯の手に移っているのが確認される（260頁）。10世紀に入ると、925年、フロドアールによると、ペロンヌの宮殿はヴェルマンドワ伯エリバルの手に渡り、同伯はシャルル単純王（923年没）をこの地に監禁し、死ぬまで幽閉し続けた（220頁）。その後もペロンヌは同伯家によって所有されるが、ヴェルマンドワ伯ラウール1世（1152年没）の代からペロンヌは城代によって管理され、ここにペロンヌ城主家が誕生する（221頁）。933年トンヘレン司教リシェは、伯ベルナールがポルシアン郡内、アルシュに築いていた城を破壊したと語られている（96頁）。プロワ伯家は既にティ

ポー 1 世 (943-975年) から言及されているが (107頁), マピヨンがプロワ伯の宮殿として引用するのはティボー 3 世 (1037-1089年) の時代からと考えられる (同上)。但し, 同宮殿は15世紀には再び王権の手に移っている (同上)。他方, ソワソンの東15キロに位置するブレーヌの宮殿は, 10世紀中葉以前にはルアン司教座教会の権利下に従属していた (109頁)。また, サン・ドゥニ修道院長シュジュールの情報では, シャンブリー城は1108年からポーモン伯マティユの所有となっている一方, リュザルシュの宮殿は1107年以前からユグ・ドゥ・クレルモンの所有下に入っている [26, p.16-19]。

最後に王領地に戻された例を見てみよう。939年モンルイユ・シュル・メールの宮殿が騎士エルリュアンによってノルマン人の手から奪い取られ, 彼の死後はポンティユ伯の手に移った後, 再び王領地に編入される (201頁)。サンリスの宮殿が同地の伯エルベール 1 世 (902年没), 従兄弟ベルナル (947年頃没) の手に移るが, 991年には王権に戻されている (246頁)。デーン人のエルベールはシャルル単純王 (898-923年) から伯の称号を手に入れ, サンリスの宮殿を所有する。その状態は息子ベルナルの代まで続くが, 991年には王権の手に戻されている (同上)。

以上, 幾つか先例はあるものの, 宮殿が高級役職者の手に渡るのは9世紀末以降で, 10世紀に入ると, その例は依然少ないが, 宮殿の言及状況をも加味することによって, それは各地で確認されていたと考えられる。

#### ④城主家

10世紀中葉, 王ルイ 4 世海外王 (936-954年) は既に, 宮殿への言及はないが, ポンティオンの領地を忠実な騎士たちに委譲している (231頁)。他方, ソワソンの東, 15キロに位置するブレーヌの宮殿は10世紀中葉以前にはルアン司教座教会の権利下に入っていた (109頁)。1040-1050年の文書でユグ 1 世が同地の領主として言及されているが, 城の存在は既に931年から確認されており [15, col. 442], 同地での城主家の起源はもう少し早められるのではなからうか。ソワソンの北15キロにクシーの宮殿は位置していたが, 同地の城主ロベールとサン・メダール修道院との間の係争が, 1047年に国王アンリ 1 世主宰で開かれた宗教会議で裁かれ, 前者の乱暴狼藉が処罰されている [39, vol. 11, p. 580-582]。クシーの宮殿は920年以前からランス司教の所有に移っており, 保有者は順次変わっているが, 司教オドルリク (962-969年) の時代も, 同宮殿は司教座教会によって所有されていた (146頁)。従って, 城主家の出現はこれ以降となる (140頁)。1088年ゴドフロワ・ブイヨンはヴェルダンの統治を巡ってヴェルダンのティエリとの間で激しい戦闘が勃発したとき, ストネイの地を壁で囲ませている (239頁)。キエルギーにおける城主家の誕生は1100年以前から確認される。サン・ドゥニ修道院長シュジュールの年代記では, トマ・ド・マルル (1116-1130年) によるクレシー城の建設が言及されている [26, p. 93]。最後に, フィ

リプ2世（1223年没）の治世以降、ベティシー城は城主家の所有になっている（106頁）。

以上から、宮殿の所在地に城主家が本格的に出現するのは、11世紀に入ってからということになる。このように、宮殿の所有者から見ると、城主家の出現は比較的遅く、その例も非常に少ない。このことは何を意味しているのか。封建制の出現を公権力の細分化として把握しようとする有力な説がある[27]。公権力の細分化の実例の1つが宮殿の所有であるとした場合、この視点からでは城主家の出現は把握できないことになる。それは封建制の進展を公権力の細分化の過程で捉える説には限界があることを示しているのだろうか。その結果として、それは公権力とは関係のない、城主家の自然発生説が力を持ってくることに繋がるのであろうか<sup>4</sup>。

### ⑤王妃への寡婦資産化

877年シャルル禿頭王が息子ルイ吃音王に委ねた荘園の1つとして、キューーズの荘園が言及されている（153頁）。王ルイ6世の死（1137年）後、彼の妻アデルは婚資として得ていた、同荘園に女子のためのサン・ジャン修道院を創建する。以後、ここで生活する修道女は「キューーズにある国王館の修道女たち」と呼ばれるようになる（154頁）。これより少し前、1093年アティニーが国王フィリップ1世の娘で、シャンパーニュ伯ユグに嫁いでいたコンスタンスの手に渡っている（100頁）。

以上をまとめると、次のようになる。国王宮殿の一部は早くから宮殿が含まれる荘園の寄進によって、教会組織に所有権は移っていた。宮宰などの宮廷役人にその使用权が移った宮殿も確認されるが、その例は少なく、1代で王権に戻されている。宮殿の一部が公・伯の手に移るのは、9世紀末からことである。城主の手に移った初例は11世紀に入ってからであるが、これを初例とみるか否かで意見は分かれるであろうが、他の諸例を考慮するならば、11世紀初期から既にこのような動きがあったと考えたい。

## 第10節 結

以上、マビヨンの研究を筆者の視点から理解し直してみた。それらは、以下の4点に要約されよう。

- ①国王の宮殿は、一般に、palatiumで表記されるが、より厳密にはpalatium regis/regia またはaula regis/regiaが使用される。宮殿は国王荘園、王国の荘園、王領地でもあったとの指摘には確かに利点もあるが、宮殿概念の曖昧化へと繋がる恐れがある。また、立地の観点からは、宮殿は河川に近く、森林に囲まれ、幹線道路からもそう遠くは離れていなかった。
- ②宮殿の分布状況は著者の頭の中には当然あったであろうが、その可視化の試みはどこにもない。これを前提に、宮殿はロワール川以北に色濃く分布し、更にそれらは各王国の中心周辺に密集している。このような宮殿設置の慣例はフランク時代に共通して確認されるが、それ以降になると宮殿の数は急

減する。しかし、宮殿は以後も存在し続けており、統治上の観点に大きな変化があったと推察される。

- ③現地踏査、聞き込み、遺構・遺物への言及など、考古学への関心は随所に見られる。しかし、厳密な意味での考古学的考察は確認できない。石造建築物であったであろうが、その様式・構造・規模や自然環境との関係が十分に明らかにされているとは言い難い。
- ④「封建化」の言葉は使用されていないが、9世紀末から宮殿の一部が確実に王権を離れて聖俗の高級役職者の手に渡ることを確認している。これが今日広く認められている封建制の開始期と一致する。しかし、城主家の登場をもって封建制の頂点とする今日の見解はまだ確認されない。

勿論、彼の研究によって、宮殿に関する問題がすべて解決されているわけではない。しかし、今日でも宮殿研究の出発点はマビヨンにあると認識することができる。それにも拘わらず、今日の研究は、後述される如く、明らかに彼の研究に沿っているのだが、この事実を明記している研究はない。

#### 註

※本文挿入の註の表記に関して。

ジャン・マビヨン『ヨーロッパ中世古文書学』の第4章 [46] からの引用は（ ）中に頁を記し、参考文献目録からの引用は [ ] 中に、目録の通し番号と巻、章、頁を適宜記した。また、本稿作成中、大学から借出図書全部の即時返還要求が出されたため、参考にした史料・文献の確認ができなくなり、途中からインターネットで閲覧可能な史料・文献への変更を余儀なくされた。このため註の記載に統一性がなくなったことをお詫びしなければならない。

1. デュ・カンジュは1678年の初版時に、既に55の宮殿所在地を拾っている。P. シャルパンティエが監修したこの辞書の版では約106の宮殿所在地が追加され、L. ファヴルによる最新の版では約135の宮殿所在地が更に追加され、この辞典に掲載されている宮殿は合計すると300箇所近くになる [8, 6, p.98-106]。勿論、これらは一覧表であるうえ、宮殿の定義も一致していないことから、これらの利用には大きな制約が課されるであろう。『オーセル司教事績録』(Migne, *PL*, 138, col. 226)に、聖ジェルマンがオーセル司教座教会に寄進した *Vercisum palatium* (Vergers, com. Suilly, dép. Nièvre) が言及されている。マビヨンは自著でこの宮殿に言及してはいるが、国王宮殿には加えていない。
2. ランス司教アंकマル (845-882年) が *De ordine palatii* [5, p. 518-530] という表題の宮殿の官職に関する小論を著していることはよく知られている。しかし、これによって中央政庁の役人に関する情報は幾つか得られるとしても、それらを直ちに残余の宮殿に適用することはできない。[22] [37, p.191-201] 参照。
3. この訳書の出版は大方の読者によって歓迎されたが、現代的意義を疑う意見も1つあった。しかし、その方も初版では割愛されているこの第4章を読まれば、ご自身の考えが間違っていたことに気づくでしょう。
4. 非常に古い話になるが、ある本で石川武先生が担当した章に、世良晃志郎先生からの封建制の下からの成立 (自然発生) を詳述した私信が掲載されていた。その本を探しているが、まだ見つからない。

#### 参考文献

1. *Acta sanctorum ordinis sancti Benedicti*, 6 vol., Paris, 1609-1685.
2. *Annales et chronica aevi Carolini*, pub. by Pertz, G. H., Hannover, 1976.

3. Barbier, J., Palais et fisc à l'époque carolingienne : Attigny, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 140, 1982, p.133-162.
4. Bautier, R.-H. et alii, *Recueil des actes de Louis II le Bègue, Louis III et Carloman II*, Paris, 1978.
5. Bourgeois, L. et Boyer, J.-Fr., Les palais carolingiens d'Aquitaine : genèse, implantation et destin, dans Bourgeois, L. et Remy, Chr., *Demeurer, défendre et paraître*, Chauvigny, 2014, p. 67-118.
6. Brosseville, E. de, *Dictionnaire topographique du département d'Eure*, Paris, 1877.
7. *Capitularia regum Francorum*, pub. by Boretius, A., Hannover, 1984 (MGH, Leges,1).
8. *Chronique des abbés de Fontenelle (Saint-Wandrille)*, pub. and transl. by P. Pradié, Paris, 1999.
9. Dehaisnes, C., *Les annales de Saint-Bertin et de Saint-Vaast*, Paris, 1871.
10. *Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica*, pub. by Pertz, K.A.F., Hannover, 1872 (MGH, DD, 1)
11. Duby, G., *La société aux XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1971.
12. Du Cange, Ch., *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, 10 vol., Niort, 1883-1886.
13. Eginhard, *Vie de Charlemagne*, pub. and transl. by Halphen, L., Paris, 1923.
14. Ernold le Noir, *poème sur Louis le Pieux et épîtres au roi Pépin*, pub. and transl. by Faral, E., Paris, 1932
15. Flodoard, *Annales*, in Migne PL,135, col. 419-490.
16. *Fredegarii et aliorum Chronica. Vitae sanctorum*, MGH, SSRM, 2, pub. by Krusch, B., Hannover, 1984.
17. Ganshof, F.-L., *Qu'est-ce que la féodalité*, Bruxelles, 1957.
18. Girard of Wales, *Topographia Hibernica*, pub. by Dimock, J. F., London, 1867 (*Rerum Britannicarum medii aevi scriptores*, 5).
19. Grégoire de Tours, *Historiarum libri decem*, pub. by Krusch, B. and Levison, W., Hannover, 1937-1951 (MGH, SSRM, 1).
20. Guizard-Duchamp, F., Louis le Pieux roi-chasseur : gestes et politique chez les Carolingiens, *Revue belge de philologie et d'histoire*, 85, fasc. 3-4, 2007, p. 521-538.
21. Guyotjeannin, O., *Episcopus et comes : affirmation et déclin de la seigneurie épiscopale au nord du royaume de France : Beauvais-Noyon, Xe-début XIIIe*, Genève, 1987.
22. Halphen, L., Le *De ordine palatii* d'Hincmar, in Id., *A travers l'histoire du Moyen Age*, Paris, 1950, p. 82-91.
23. Larrey, I. de, *Histoire d'Angleterre, d'Ecosse et d'Irlande*, Rotterdam, 1707.
24. l'Astronome, *Vita Hludowici imperatoris*, MGH, SS, 2, p. 604-634.
25. Lebecq, S., Bethouart, B. et Verslype, L., *Quentovic. Environnement, archéologie, histoire*, Lille, 1992.
26. Lecoy de la Marche, A., *Œuvres complètes de Suger*, Paris, 1867.
27. Lemarignier, J.-F., La dislocation du *pagus* et le problème des *consuetudines* (X<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècles, dans *Mélanges d'histoire du Moyen Age dédiés à la mémoire du Louis Halphen*, Paris, 1951, p. 401-410.
28. Lesne, E., *Les écoles de la fin du VIII<sup>e</sup> siècle à la fin du XII<sup>e</sup>*, Lille, 1940.
29. Longnon, A., *Polyptique de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, Paris, 1895.
30. Mabille, E., *Cartulaire de Marmoutier pour le dunois*, Châteaudun, 1874.
31. Mabillon, J., *De re diplomatica*, Paris, 1681.
32. Marchegay, P. et Salmon, A., *Chroniques d'Anjou*, Paris, 1856.
33. MGH, SRM, 3, pub. by Krusch, B., Hannover, 1995.
34. MGH, SRM, 4, pub. by Krusch, B., Hannover, 1995.
35. Olivier-Martin, Fr., *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, 1992 (1948).
36. Pardessus, J.-M., *Diplomata, chartae, epistolae, leges*, 2 vol., Paris, 1843-1849.
37. Perroy, E., *Le monde carolingien*, Paris, 1974.
38. *Pippini, Carlomanni, Caroli Magni Diplomata*, pub. by Mühlbacher, E., Hannover, 1906 (MGH, DD, 1).
39. *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, vol. 11, pub. by Bouquet, M., Paris, 1876.



40. Richer, *Histoire de France (888-995)*, 2 vol., pub. and transl. by Latouche, R., Paris, 1930-1937.
41. Rouche, M., *L'Aquitaine des wisigoths aux arabes, 418-781*, Paris, 1979.
42. Tessier, G. et Bautier, R.-H., *Recueil des actes d'Eudes (888-898)*, Paris, 1967.
43. Tremp, E., *Vita Hludowici impertoris*, in MGH, SRG in usum scholarum separatim editi, 64, Hannover, 1995.
44. Wikipedia.
45. 『カンブリア王メリアドクスの物語』 瀬谷幸男訳, 論創社, 2019年。
46. ジャン・マビヨン (宮松浩憲訳) 「国王文書が作成されたフランク諸王の宮殿と王領地」(『ヨーロッパ中世古文書学』の第4巻) (『経済社会研究 (久留米大学)』, 61の4, 2021年), 73-278頁。
47. ジャン・マビヨン (宮松浩憲訳) 『ヨーロッパ中世古文書学』 (九州大学出版会, 2000年)。
48. 宮松浩憲 「古典荘園は閉鎖的であった。－サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領の場合－」 (『産業経済研究 (久留米大学)』, 50の3, 2009年), 1-80頁。